

クラウドバンク利用規約
2025 年 5 月 13 日改定 新旧対照表

(改定箇所には下線を付しております。)

旧	新
第 1 章 総則 第 1.2 条 (注意事項) (中略) 2. 前項のほか、当社は、お客様に対し、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）の規定に基づき、<u>郵送又は電磁的方法により</u>、契約締結前交付書面をお客様に交付いたします。お客様は、契約締結前交付書面の内容を十分に理解したうえで、取引を行うものとします。 第 2 章 本サービスに基づく取引 第 1 節 総則 第 2.1 条 (本章の趣旨) (中略) 2. 本章の規定は、当社のカスタマーサービスセンターを通じた電話による<u>お取引</u>その他当社が本サービスにつき用意するインターネット以外の方法による取引等にも、適用が困難な場合を除き、準用されるものとします。 第 2 節 注文の受託等 2.11 条 (<u>取消し、変更</u>) 1. お客様が本サービスを利用して行った出資の申込み等の<u>取消し又は変更は</u>、当該出資の申込み等が<u>約定する前に限り、当社が定める方法及び条件により行う</u>ことができるものとし、<u>ファンド商品ごとに設定された募集期間が満了し又は目標金額に到達した後は出資</u>	第 1 章 総則 第 1.2 条 (注意事項) (中略) 2. 前項のほか、当社は、お客様に対し、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）の規定に基づき、電磁的方法により、契約締結前交付書面をお客様に交付いたします。お客様は、契約締結前交付書面の内容を十分に理解したうえで、取引を行うものとします。 第 2 章 本サービスに基づく取引 第 1 節 総則 第 2.1 条 (本章の趣旨) (中略) 2. 本章の規定は、当社のカスタマーサービスセンターを通じた電話による<u>お問い合わせ対応</u>その他当社が本サービスにつき用意するインターネット以外の方法による取引等にも、適用が困難な場合を除き、準用されるものとします。 第 2 節 注文の受託等 2.11 条 (<u>クーリング・オフ</u>) 1. お客様が本サービスを利用して行った出資の申込み等の<u>撤回は</u>、当該出資の申込み等ごとに、<u>当該出資の申込み等（当日を含みます。）から 8 日以内であれば行うことができるものとし、当該期間の経過後は出資の申込み等の撤回はできないものとします。また、出</u>

の申込み等の取消し又は変更はできないものとし ます。<u>また、出資の申込み等の金額について一部のみ取 消しをすることはできず、同一のファンド商品に複数 回出資の申込み等を行った場合は、それぞれの匿名組 合契約単位での撤回を申請することができます。</u> 2. 出資の履行による金銭の返還に要する銀行振込手 数料は<u>匿名組合員</u>の負担とします。 第4節 報告・連絡 第2.19条（取引報告書） 本サービスに基づく取引につき、お客様の取引の注文 等が約定したときは、適用法令に基づき、遅滞なく、 <u>書面又は電磁的方法</u>により、取引報告書をお客様に交 付いたします。 第2.20条（取引残高報告書） 当社は、法令等に基づき必要な場合には、<u>郵送又は電 磁的方法</u>により、法令等に従った期間内の取引内容、 取引後の残高を記載又は記録した取引残高報告書をお 客様に交付します。また、法令等により報告が必要で ない場合であっても、当社の裁量により一定の期間内 の取引内容につきお客様に通知することができるもの とします。 第7節 外貨での金銭の預託等に関する特則 第2.29条（預託金） <u>クラウドファンディング口座では、日本円のみならず 別途当社の指定する外貨（以下、本規約において「外 貨」といいます。）でも金銭の預託を受けることができ ます。この場合であっても、金銭のご入金日本円での み承っており、次条に規定する手続きを経て両替を 行うことでのみ外貨でのお預かりをすることになりま す。</u>	<u>資の申込み等の金額について一部のみ取消しをするこ とはできず、同一のファンド商品に複数回出資の申込 み等を行った場合は、それぞれの匿名組合契約単位で の撤回を申請することができます。</u> 2. 出資の履行による金銭の返還に要する銀行振込手 数料は<u>当社</u>の負担とします。 第4節 報告・連絡 第2.19条（取引報告書） 本サービスに基づく取引につき、お客様の取引の注文 等が約定したときは、適用法令に基づき、遅滞なく、 電磁的方法により、取引報告書をお客様に交付いたし ます。 第2.20条（取引残高報告書） 当社は、法令等に基づき必要な場合には、電磁的方法 により、法令等に従った期間内の取引内容、取引後の 残高を記載又は記録した取引残高報告書をお客様に交 付します。また、法令等により報告が必要でない場合 であっても、当社の裁量により一定の期間内の取引内 容につきお客様に通知することができるものとしま す。 第7節 金銭の預託等に関する特則 第2.29条（預託金） <u>クラウドファンディング口座における金銭の預託につ いては、日本円でのみ行うことができるものとします。 したがって、金銭のご入金は日本円でのみ承っており、 外貨建てファンドに出資されているお客様に対する分 配・償還につきましては、登録済みの当該外貨を受け 取ることができる出金先口座への出金又は次条に規定 する手続きを経て両替を行うことでのみ受け取ること ができるものとし、外貨のままでのみお預かりをするこ</u>
--	---

第 2.30 条（両替手続） 1. お客様は、本サービスを通じて、<u>クラウドファンディング口座に預け入れた金銭の中から、ご希望の金額を指定して、日本円から外貨に、また、外貨から日本円に、それぞれ当社に対し両替を指示することができます。</u> （中略） 4. お客様は、当社が実行する両替について、次の事項をあらかじめ了承したうえで両替を指示するものとし、次の事項による一切のリスクを自ら負担し、次の事項によって為替差損その他の損失が生じた場合であっても、この損失について本営業者又は当社に対して責任を追及しないものとします。 （中略） (2) <u>日本円から外貨への場合と外貨から日本円への場合とで為替レートに差があること</u> <u>第 2.31 条（解約時の取扱い）</u> <u>本サービスに関する契約が解約となった場合であつて、クラウドファンディング口座に預託している金銭に外貨が含まれる場合、かかる外貨を第 2.30 条に定める方法により日本円に両替したうえで、お客様よりご登録いただいている銀行口座へ振り込む方法により返還いたします。</u> （附則） <u>（追記）</u>	<u>とはできません。</u> 第 2.30 条（両替手続） 1. お客様は、本サービスを通じて<u>運用された外貨については、当社に対して分配金・償還金の受け取り方法として当該外貨から日本円に両替を指示することができます。</u> （中略） 4. お客様は、当社が実行する両替について、次の事項をあらかじめ了承したうえで両替を指示するものとし、次の事項による一切のリスクを自ら負担し、次の事項によって為替差損その他の損失が生じた場合であっても、この損失について本営業者又は当社に対して責任を追及しないものとします。 （中略） (2) <u>運用開始前に本営業者が行った日本円から外貨への両替と、分配・償還時における外貨から日本円への両替とで為替レートに差があること</u> <u>（削除）</u> （附則） <u>〔2025 年 5 月 13 日改定・同日施行〕</u>
---	---

以上